



## 一、最新中国法令

### ● 关于人民法院为企业兼并重组提供司法保障的指导意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2014〕7号

【发布日期】2014-06-03

【内容提要】该指导意见从强化商事审判理念、维护金融安全、完善市场退出机制等方面提出6方面21条意见，其中包括：

<p><b>依法认定兼并重组行为的效力，促进资本合法有序流转。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>严格依照《合同法》第五十二条关于合同效力的规定，正确认定各类兼并重组合同的效力。</li> <li>结合当事人间交易方式和市场交易习惯，准确认定兼并重组中预约、意向协议、框架协议等的效力及强制执行效力。</li> <li>坚持促进交易进行，维护交易安全的商事审判理念，审慎认定企业估值调整协议、股份转换协议等新类型合同的效力，避免简单以法律没有规定为由认定合同无效。</li> <li>尊重市场主体的意思自治，恰当认定兼并重组交易行为与政府行政审批的关系。</li> <li>严格依照《公司法》第二十二条的规定，从会议召集程序、表决方式、决议内容等是否违反法律、行政法规或公司章程方面，对兼并重组中涉及的企业合并、分立、新股发行、重大资产变化等决议的法律效力进行审查。</li> <li>对交叉持股表决方式、公司简易合并等目前尚无明确法律规定的问题，应结合个案事实和行为结果，审慎确定行为效力。</li> </ul>
<p><b>正确适用公司资本法律规则，消除对出资行为的不当限制。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除法律法规有明确规定外，在企业资本数额设定、投资义务履行期限等方面充分尊重投资者的约定和选择。</li> </ul>
<p><b>依法审理企业清算、破产案件，畅通企业退出渠道。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企业解散后债权人或股东向人民法院提出强制清算申请的，人民法院应当审查并依法受理。公司清算中发现符合破产清算条件的，应当及时转入破产清算。当事人依法主张有关人员承担相应清算责任的，人民法院应予支持。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.court.gov.cn/spyw/mssp/201406/t20140611\\_195936.htm](http://www.court.gov.cn/spyw/mssp/201406/t20140611_195936.htm)

## 一、最新中国法令

### ● 人民法院为企业的统合再编提供司法保障的指导意见

【发布机关】最高人民法院

【发布番号】法发〔2014〕7号

【発布日】2014-06-03

【概要】本指导意见は、商事審判理念の強化、金融安全の維持、市場退出体制の整備などの面から6方面21条の意見を提起した。それには以下の内容が含まれる。

<p><b>法に従って統合再編行為の効力を認定し、資本の適法的秩序ある流通を促進する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「契約法」第五十二条の契約効力に関する規定に厳格に照らして、各種統合再編契約の効力を正確に認定する。</li> <li>当事者間の取引方法および市場の取引習慣に照らして、統合再編における予約、意向協議、枠組協議などの効力および強制執行力を正確に認定する。</li> <li>取引進行を促進し、取引安全を維持するという商事審判の理念を堅持し、企業評価額調整協議、持分転換協議などの新形式の契約の効力を慎重に認定し、単純に法律に規定がないことを理由に契約の無効を認定することを避ける。</li> <li>市場主体の意思による自治を尊重し、統合再編取引行為と政府行政審査許可の関係を適切に認定する。</li> <li>「会社法」第二十二条の規定に厳格に照らして、会議招集手順、表决方式、決議内容などが法律、行政法規または会社定款に違反していないかの点から、統合再編における企業の合併、分割、新株発行、重大な資産変化などに関する決議の法的効力について審査を行う。</li> <li>株式持ち合い表决方式、会社の簡易合併などの現時点で明確な法律規定が存在しない問題については、個々の案件の事実と行為の結果に基づき、行為の効力を慎重に確定する。</li> </ul>
<p><b>会社資本に関する法律規則を正確に適用し、出資行為に対する不当な規制を廃止する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に明確な規定が存在する場合を除き、企業の資本金額の設定、投資義務の履行期限などの面で投資者の取決めおよび選択を十分に尊重する。</li> </ul>
<p><b>法に従って企業清算、破産事件を審理し、企業の退出ルートを守る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の解散後、債権者または株主が人民法院に強制清算を申し立てた場合、人民法院は審査の上、法に従って受理しなければならない。会社清算において破産清算条件に合致することが判明した場合、遅滞なく破産清算手続きに移行しなければならない。当事者が法に従って関係者に対し相応の清算責任を負うよう主張した場合、人民法院は支持するものとする。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.court.gov.cn/spyw/mssp/201406/t20140611\\_195936.htm](http://www.court.gov.cn/spyw/mssp/201406/t20140611_195936.htm)

● [关于调整《出入境检验检疫机构实施检验检疫的进出境商品目录》的公告](#)

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局、海关总署  
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局、海关总署公告 2014 年第 62 号  
【发布日期】2014-06-09  
【内容提要】取消机电产品和食品接触产品的出口检验检疫，共涉及 222 个海关商品编码，自 2014 年 06 月 15 日起执行。出入境检验检疫机构对法定检验以外的进出口商品，根据国家规定实施抽查检验。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk\\_13386/jlgg\\_12538/zjgg/2014/201406/t20140610\\_414823.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2014/201406/t20140610_414823.htm)

● [「出入国検査検疫機関が検査検疫を実施する出入国商品目録」の調整に関する公告](#)

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局、税関総署  
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局、税関総署公告 2014 年第 62 号  
【発布日】2014-06-09  
【概要】機電製品および食品接触製品の輸出検査検疫を廃止し、合計で 222 の税関 HS コードを対象として、2014 年 6 月 15 日から実施する。出入国検査検疫機関は法定検査対象外の輸出入商品に対し、国の規定に基づき抜取検査を実施する。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk\\_13386/jlgg\\_12538/zjgg/2014/201406/t20140610\\_414823.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2014/201406/t20140610_414823.htm)

● [关于贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》的指导意见](#)

【发布单位】中国人民银行  
【发布日期】2014-06-11  
【内容提要】为落实国务院办公厅《[关于支持外贸稳定增长的若干意见](#)》，该意见提出 11 条措施。包括：  

- 进一步拓宽企业融资渠道。
- 积极发展融资租赁。
- 简化跨境贸易和投资人民币结算业务流程。
- 开展跨境人民币资金集中运营业务。
- 开展个人跨境贸易人民币结算业务。
- 支持银行业金融机构与支付机构合作开展跨境人民币结算业务。

  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.pbc.gov.cn/publish/goutongjiaoliu/...>

● [「対外貿易安定成長の支持に関する国务院弁公庁の若干意見」の実施徹底に関する指導意見](#)

【発布機関】中国人民銀行  
【発布日】2014-06-11  
【概要】国务院弁公庁の「[対外貿易安定成長の支持に関する若干意見](#)」を実施するため、本意見は 11 条の措施を提起した。それには以下の内容が含まれる。  

- 企業の融資ルートを更に開拓する。
- ファイナンスリースを積極的に発展させる。
- クロスボーダー取引および投資の人民元決済業務の手順を簡素化する。
- クロスボーダー人民元資金の集中運營業務を実施する。
- 個人向けクロスボーダー取引人民元決済業務を実施する。
- 銀行業金融機関と決済機構のクロスボーダー人民元決済業務の提携実施を支持する。

  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.pbc.gov.cn/publish/goutongjiaoliu/...>

● [关于贯彻落实《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》的通知](#)

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】税总函〔2014〕239 号  
【发布日期】2014-06-04  
【内容提要】为落实国务院办公厅《[关于支持外贸稳定增长的若干意见](#)》，该通知要求进一步加快出口退税进度、优化出口退税服务、落实外贸税收政策、防范打击骗退税行为等。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c735009/content.html>

● [「対外貿易安定成長の支持に関する国务院弁公庁の若干意見」の実施徹底に関する通知](#)

【発布機関】国家稅務總局  
【発布番号】税総函〔2014〕239 号  
【発布日】2014-06-04  
【概要】国务院弁公庁の「[対外貿易安定成長の支持に関する若干意見](#)」を実施するため、本通知は輸出税還付の進度の更なる加速、輸出税還付サービスの最適化、対外貿易稅收政策の実施、税還付詐欺行為の予防取締りなどを求めた。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c735009/content.html>

● 节约集约利用土地规定

- 【发布单位】国土资源部  
【发布文号】国土资源部令第 61 号  
【发布日期】2014-05-22  
【实施日期】2014-09-01  
【内容提要】该规定内容包括：加强规划引导、强调布局优化、发挥市场配置作用、突出存量土地的盘活利用等。其中包括：
- 市、县国土资源主管部门可以采取先出租后出让、在法定最高年限内实行缩短出让年期等方式出让土地。
  - 禁止以土地换项目、先征后返、补贴、奖励等形式变相减免土地出让价款。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.mlr.gov.cn/zwgk/flfg/201406/t20140609\\_1319864.htm](http://www.mlr.gov.cn/zwgk/flfg/201406/t20140609_1319864.htm)

● 关于在中国（上海）自由贸易试验区开展集中汇总征税业务的公告

- 【发布单位】上海海关  
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 23 号  
【发布日期】2014-06-11  
【实施日期】2014-06-30  
【内容提要】汇总征税企业可通过提交税款总担保，实行先放行后征税。要求适用汇总征税作业模式的企业，应按照公告要求，向海关递交评估申请并获准。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info709403.htm>

● 关于下放部分减免税管理事权的公告（上海）

- 【发布单位】上海海关  
【发布文号】上海海关公告 2014 年第 22 号  
【发布日期】2014-06-09  
【实施日期】2014-07-01  
【内容提要】该公告将 10 项减免税事项，下放至所在地海关办理。其中包括：
- 国家鼓励发展的国内投资项目和外商投资项目进口的设备（征免性质：789 鼓励项目）；
  - 外商投资企业利用自有资金进口设备、备件、配件（征免性质：799 自有资金）；

● 土地の節約・集約利用に関する規定

- 【発布機関】国土資源部  
【発布番号】国土資源部令第 61 号  
【発布日】2014-05-22  
【実施日】2014-09-01  
【概要】本規定の内容には、計画・指導の強化、配置の最適化の強調、市場配置作用の発揮、保有地の有効活用の優先などが含まれている。
- 市、県の国土資源主管部門は先に賃借を行った後の払下げ、法定最長期間内の払下げ期間短縮の実行などの方式で土地の払下げを行うことができる。
  - 土地をもってプロジェクトを取得する、または先に収用した後の返還、補助、奨励などの形式で、形を変えた土地払下金の減免を禁止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.mlr.gov.cn/zwgk/flfg/201406/t20140609\\_1319864.htm](http://www.mlr.gov.cn/zwgk/flfg/201406/t20140609_1319864.htm)

● 中国（上海）自由貿易試験区における集中集計徴税業務の実施に関する公告

- 【発布機関】上海税関  
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 23 号  
【発布日】2014-06-11  
【実施日】2014-06-30  
【概要】集計徴税を行う企業は税金総担保の提供を通じて、通関後の徴税を実施することができる。集計徴税作業方式の適用を求める企業は、公告の要求に基づいて税関に対し評価申請を行った上で許可を受けなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info709403.htm>

● 一部減免税管理事項の権限委譲に関する公告（上海）

- 【発布機関】上海税関  
【発布番号】上海税関公告 2014 年第 22 号  
【発布日】2014-06-09  
【実施日】2014-07-01  
【概要】当該公告は 10 項目の減免税事項の手続きを所在地税関へ委譲した。それには以下の内容が含まれる。
- 国が発展を奨励する国内投資プロジェクトおよび外商投資プロジェクトで輸入する設備（免税性質：789 奨励項目）。
  - 外商投資企業が自己資金を利用して輸入する設備、備品、付属品（免税性質：799 自己資金）。



- 保稅区进口自用物资（征免性质：307 保稅区）。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info708992.htm>

● 关于公布 2013 年度北京市职工平均工资的通知（北京）

【发布单位】北京市人力资源和社会保障局、北京市统计局  
 【发布文号】京人社规发〔2014〕116 号  
 【发布日期】2014-06-04  
 【内容提要】2013 年度全市职工平均工资为 69,521 元，月平均工资为 5,793 元，比上年增长 10.9%。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1356414.htm>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
  - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《工商行政管理机关禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定（征求意见稿）》公开征求意见

为增强《反垄断法》的操作性，国家工商行政管理总局起草了《工商行政管理机关禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定（征求意见稿）》及其说明，现向社会公开征求意见（截止日期：2014 年 07 月 10 日）。征求意见稿的主要内容包括：

- 对“经营者”、“滥用知识产权排除、限制竞争行为”等相关概念作了界定。
- 禁止经营者在行使知识产权过程中达成垄断协议。但是，经营者能够证明所达成的协议符合《反垄断法》第十五条规定的除外。
- 禁止具有市场支配地位的经营者在行使知识产权的过程中滥用市场支配地位，排除、限制竞争。并规定了拒绝许可知识产权、限定交易、搭售、附加不合理限制条件等具体情形。

- 保稅区における輸入自社用物資（免税性質：307 保稅区）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab64055/info708992.htm>

● 2013 年度北京市従業員平均賃金の公布に関する通知（北京）

【発布機関】北京市人の資源社会保障局、北京市統計局  
 【発布番号】京人社規発〔2014〕116 号  
 【発布日】2014-06-04  
 【概要】2013 年度全市従業員平均賃金は 69,521 元、月平均賃金は 5,793 元となり、昨年と比べ 10.9%の増加となった。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1356414.htm>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
  - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する

「独占禁止法」の操作性を向上させるため、国家工商行政管理総局は「知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為の禁止に関する工商行政管理機関の規定（意見募集案）」およびその説明を起草し、現在、パブリックコメントを募集している（締め切りは 2014 年 7 月 10 日である）。意見募集案の主な内容は以下の通りである。

- 「事業者」、「知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為」などの関連概念について定義付けを行った。
- 事業者が知的財産権を行使する過程において独占協定を構成することを禁止した。ただし、事業者の協定が「独占禁止法」第十五条の規定に合致することを証明できる場合は除く。
- 市場において支配的地位を占める事業者が知的財産権を行使する過程において市場における支配的地位を濫用し、競争を排除、制限することを禁止する。加えて、知的財産権許諾の拒絶、限定取引、抱き合わせ販売、不合理な制限条件の付加などの具体的な状況を規定した。

- 规定四种特定类型的行使知识产权行为是否构成相关垄断行为，如专利联营、标准制定和实施中的行使专利权行为、著作权集体管理组织以及滥用知识产权侵权警告函等。
- 规定工商机关在知识产权领域反垄断执法的分析原则和框架。
- 滥用知识产权排除、限制竞争行为的法律责任。

(里兆律师事务所 2014 年 06 月 13 日编写)

- 四つの特定分類に関する知的財産権を行使する行為に係る独占行為を構成するかを定めた。例えば、特許プール、基準の制定および実施において特許権を行使する行為、著作権集団管理組織および知的財産権権利侵害警告書簡の濫発などである。
- 工商機関の知的財産権分野における独占禁止法執行の分析原則と枠組みを定めた。
- 知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為に伴う法的責任。

(里兆法律事務所が 2014 年 6 月 13 日付で作成)

● [《中华人民共和国海关稽查条例（修订征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，国务院法制办公室公布《[中华人民共和国海关稽查条例（修订征求意见稿）](#)》及其说明，向社会公开征求意见（截止日期：2014 年 07 月 11 日）。主要修订内容包括：

<b>关于稽查工作新职能</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 增加了“海关对与进出口活动有关的被稽查人进行评估和检查”。</li> <li>▪ 被稽查人应当按照海关管理要求，建立与进出口活动有关的内部管理制度，并接受海关的监督和检查。</li> <li>▪ 增加规定了海关稽查可以对行业、商品信息、市场行情开展调查的管理方式。</li> </ul>
<b>关于保障被稽查人合法权益</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 进一步规范稽查告知程序、对被稽查人异议的复核程序。</li> </ul>
<b>关于简政放权、转变职能以及提高海关管理效能</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 增加“委托中介机构协助稽查”。</li> <li>▪ 建立简易稽查程序。</li> <li>▪ 规定风险管理和信用管理。</li> </ul>
<b>关于与上位法进行衔接</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 将稽查对象扩大至个人。</li> </ul>

(里兆律师事务所 2014 年 06 月 13 日编写)

● [「中華人民共和國稅關查察條例（改正意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、國務院法制弁公室は「[中華人民共和國稅關查察條例（改正意見募集案）](#)」およびその説明を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは 2014 年 7 月 11 日である）。主な改正内容は以下の通りである。

<b>查察作業の新職能について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「税関が輸出入活動に係わる被査察者に対し、評価および検査を行う」ことを追加した。</li> <li>▪ 被査察者は税関の管理要求に従って、輸出入活動に係わる内部管理制度を構築した上、税関の監督および検査を受けなければならない。</li> <li>▪ 税関査察が業界、商品情報、市場状況に対し調査を行える管理方式を追加規定した。</li> </ul>
<b>被査察者の適法権益の保障について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 査察の告知手順、被査察者の異議に関する再審査手順を更に規範化した。</li> </ul>
<b>行政の簡素化・権限の委譲、職能転換および税関管理能力の向上について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「仲介機構への査察協力の委託」を追加した。</li> <li>▪ 簡易査察手順を確立した。</li> <li>▪ リスク管理および信用管理を定めた。</li> </ul>
<b>上位法との整合性について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 査察対象を個人にまで拡大した。</li> </ul>

(里兆法律事務所が 2014 年 6 月 13 日付で作成)

● [员工发生工伤后，用人单位真的需要承担精神损害赔偿赔偿责任吗？](#)

根据《工伤保险条例》的相关规定，用人单位应当参加工伤保险，为本单位全部员工缴纳工伤保险费。当员工发生工伤事故后，作为用人单位，应当积极协助员工完成工伤待遇的理赔。除此之外，用人单位通常不再需要承担其他赔偿责任。但是，最近广东省出现的一则员工发生工伤后要求用人单位承担精神损害赔偿责任的判例，引起了广泛关注。

● [従業員に労災が生じた場合、使用者は精神的損害に伴う賠償責任を負うか](#)

「労災保険条例」の関連規定によれば、使用者は労災保険に加入しなければならず、自社の全従業員について労災保険料を納付しなければならない。従業員に労災事故が発生した場合、使用者として、従業員に協力して労災待遇に関する保険請求を完了させなければならない。これ以外に、使用者は通常、その他の賠償責任を負う必要はない。ただし、最近広東省で出現した一つの、従業員が労災事故に遭遇した後に使用者に対し精神的損害に伴う賠償責任を負担するように求めた判例は、広く注目を集めた。

## 【案情介绍】

原告在被告公司任职期间，因日常工作受伤，经认定属工伤，并被评定为五级伤残。虽原告已参加工伤保险，其工伤待遇已理赔完毕，但其仍向法院起诉，要求被告公司支付原告精神损害抚慰金60,000元。法院审理认为，无证据证实被告对原告进行了安全生产的培训指导，也无证据证实其向原告提供了相应的劳动防护用品等，被告在导致发生该受伤事故的过程中存在一定过错，应当承担相应的过错责任。虽然原告已得到相应的工伤待遇，但并不影响其依据工伤相关法律之外的其他法律规定而获赔精神损害抚慰金。最终，法院判令被告支付原告精神损害抚慰金25,000元。

## 【律师观点】

精神损害赔偿是指权利主体因其人身权益受到不法侵害而使其遭受精神痛苦或精神受到损害而要求侵害人给予赔偿的一种民事法律责任。根据现行《工伤保险条例》的规定，工伤待遇项目基本属于物质损害赔偿金，而非精神损害赔偿金，并且《工伤保险条例》也没有规定精神损害赔偿。那么员工在得到相应工伤待遇后，是否还能要求精神损害赔偿呢？关于这一点理论上一直存在争议。

律师认为，工伤损害赔偿属于劳动争议，员工享受相应工伤待遇后，又向人民法院提起民事诉讼请求精神损害赔偿，理论上并不矛盾。但是，目前并没有相应的法律法规对员工遭受工伤事故后是否可以要求精神损害赔偿进行明确规定，后续可能需要最高人民法院出台相关司法解释等进行明确。

但是，广东省内的用人单位，需要引起重视。广东省高级人民法院、广东省劳动人事争议仲裁委员会于2012年06月颁布的《关于审理劳动人事争议案件若干问题的座谈会纪要》第五条规定：“劳动者因生产安全事故发生工伤或被诊断患有职业病，劳动者或者其近亲属已享受工伤保险待遇，又依据最高人民法院《关于确定民事侵权精神损害赔偿责任若干问题的解释》的规定向人民法院请求用人单位承担精神损害赔偿责任的，应予支持。”而上述案例也说明在司法实践中，上述纪要已经在实际执行。因此，律师建议，广东省内的用人单位加强对员工的劳动保护或职业危害防护，避免或降低自身的过错，以相应避免或降低承担精神损害赔偿的风险。另外，需要注意的是，精神损害赔偿的诉讼时效为1年。

## 【事件的紹介】

原告は被告会社において在職中、日常業務により負傷し、労災に該当するとの認定を受け、五級の障がいが残ったと鑑定された。原告は労災保険に加入しており、その労災待遇の保険請求が完了していたが、本人は依然として裁判所に提訴し、被告会社に対し原告の精神的損害に伴う慰謝料60,000元の支払いを求めた。裁判所の審理では、被告が原告に対し安全生産に関する研修指導を行った事実を証明する証拠がなく、原告に対し相応の労働保護用品などを提供した事実を証明する証拠もないため、被告には当該人身事故が発生した過程において一定の過失が存在し、相応の過失責任を負わなければならないと判断された。原告は既に相応する労災待遇を受け取ってはいるが、それは本人が労災関連法以外のその他の法律規定に従って精神的損害に伴う慰謝料を獲得することの妨げになるものではなく、最終的に、裁判所は被告に対し原告の精神的損害に伴う慰謝料25,000元の支払いを命じた。

## 【筆者の観点】

精神的損害に伴う賠償とは、権利主体がその人身權益を不法に損なわれ本人が精神的苦痛または精神的損害を受けたために、権利侵害者に対し賠償を求める一つの民事法上の責任を指す。現行の「労災保険条例」の規定によれば、労災待遇項目は基本的に物的損害に伴う賠償金に該当し、精神的損害に伴う賠償金ではなく、また、「労災保険条例」には精神的損害の賠償に関する規定もない。そのため、従業員が相応の労災待遇を得た後に精神的損害に伴う賠償を求めることができるかについては、理論上、常に意見が分かれている。

筆者の見るところ、労災に伴う損害賠償は労働紛争に該当し、従業員が相応する労災待遇を享受した後に、改めて裁判所に対し民事訴訟を提起し精神的損害に伴う賠償を求めることは、理論上、矛盾していないと考える。ただし、現時点では従業員が労災事故に遭遇した後に精神的損害の賠償請求の可否について明確に規定した法令が存在しないため、今後も最高裁判所が関連司法解释などを公布して明確にするのを待つ必要があると思われる。

なお、広東省内の使用人は重要視しなければならない。広東省高級裁判所、広東省労働人事紛争仲裁委員会が2012年6月に公布した「労働人事紛争事件の審理に伴う若干事項に関する座談会紀要」第五条では、「労働者が生産安全事故に起因して労働災害を受けまたは職業病と診断された場合、労働者またはその近しい親族が労災保険待遇を享受した後も、最高裁判所の「民事権利侵害における精神的損害の賠償責任確定に伴う若干事項に関する解釈」の規定に基づき裁判所へ使用者が精神的損害に伴う賠償責任を負担するよう訴える場合は、支持されるべきである。」としており、上述の判例も司法の実務において上記紀要が既に実施されていることを示している。このため、筆者は、広東省内の使用人は従業員の労働保護または職業危害の防護を強化し、自己の過失を避けまたは減らすことで、精神的損害に伴う賠償を負担するリスクを相応に回避または低減することが望ましいと考える。なお、精神的

損害に伴う賠償に関する訴訟の時効は 1 年であることに注意が必要である。

除广东省外的其他地区，目前暂时没有相应的地方规定、也还没有看到类似的司法判例，这些地区的法院目前对于工伤情况下的精神损害赔偿一般持不支持的态度。但是，未来是否也会参照广东省的做法，目前尚不确定，对此，律师后续也会持续关注。

（里兆律师事务所 2014 年 06 月 13 日编写）

広東省以外のその他の地区については、現時点では相応する地方規定が存在せず、類似の司法判例も確認されていない。現在、これらの地区の裁判所は労災状況における精神的損害に伴う賠償に対し、通常、支持しない態度である。ただし、将来的に広東省の取扱方法を参照するかについては、現時点では確定しておらず、これについては、筆者も引き続き注目していく。

（里兆法律事務所が 2014 年 6 月 13 日付で作成）